

令和3年4月16日

播磨町立学校園保護者 様

播磨町教育長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための播磨町立学校園における対応について

県内では「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増しています。

ついては、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、引き続き感染防止対策を徹底しながら、播磨町立学校園の教育活動を以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 教育活動

- (1) 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高まっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施します。
- (3) 特に、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定します。

#### 2 感染防止対策【4月16日(金)～5月5日(水)までの取扱い】

感染状況のステージを判断する指標が全てステージ4となっていることを踏まえ、緊急事態宣言時と同様に次のとおりの対応をお願いします。

- (1) 登校前の健康観察及びマスク着用等の安全対策について、改めて徹底するようにしてください。
- (2) 児童生徒及び園児はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校を控え、各学校や専門機関に相談してください。校長の判断により出席停止扱いとします。

#### 3 中学校における部活動【4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い】

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しません。（下記※を除く）
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高まっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、活動します。
  - ・合宿等、宿泊を伴う活動は自粛します。
  - ・活動は、「播磨町部活動ガイドライン」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とします。
  - ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
  - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用します。
  - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けます。

※中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。